

地方自治体における情報システム（児童手当）  
の標準仕様書改定（案）作成に向けた調査研究一式  
評価基準書（加算方式）

令和5年12月

こども家庭庁成育局

成育環境課児童手当管理室

## 1. はじめに

本書は、地方自治体における情報システム（児童手当）の標準仕様書改定（案）作成に向けた調査研究一式に係る評価基準及び技術提案書作成要領等を取りまとめたものである。評価方法、技術提案書作成等に係る留意事項を以下に記す。

## 2. 落札者決定方法及び総合評価点の計算

### (1) 落札者決定方法

次の要件をともに満たしている者のうち、「(2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点数の最も高い者が二者以上となった場合には、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。

ア 「応札資料作成要領」に沿った提案書が提出されていること。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ウ 別添「評価基準票 兼 基本提案書」に記載される評価のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

### (2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 (200 点) + 価格点 (100 点)

技術点 = 基礎点 (100 点) + 加点 (100 点)

価格点 = 価格点の配分 (100 点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

## 3. 評価の手続き

### (1) 評価

提出された提案書について、「4. 評価項目の加点方法」に記す評価基準に基づき採点を行う。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。この際、別添「評価基準票 兼 基本提案書」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、基礎点を0点とする評価者がおり、技術評価委員会においても0点とすることが妥当であると判断された場合は、その応札者を不合格とする。

### (2) 総合評価点の算出

以下（小数点以下第2位を四捨五入）を合計し、総合評価点を算出する。

ア 「応札資料作成要領」に沿った提案書が提出されていること。

イ 上記「(1) 評価」により与えられた技術点

ウ 入札価格から、「2. (2) 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

## 4. 評価項目の加点方法

### (1) 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目ごとの得点が決定される（評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分は「評価基準票 兼 基本提案書」の「配点」欄を参照）。

### (2) 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足し

ていない場合は0点となる。

### (3) 加点点評価

加点点は、提案書が各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により項目ごとに配分された加点点の範囲内で評価を行う。

ただし、「7. その他に関する事項」については、別添「評価基準票 兼 基本提案書」の「評価基準」欄に基づき評価を行う。

#### [採点点基準]

- A：非常に有用な提案がなされている・・・・・・・・・・10点  
(豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等)
- B：有用な提案がなされている・・・・・・・・・・7点  
(ある、貢献する、備わっている等)
- C：提案がなされている・・・・・・・・・・5点  
(標準、普通)
- D：劣る提案がなされている・・・・・・・・・・3点  
(足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等)
- E：特に劣る提案がなされている、提案がなされていない・・・・・・・・0点  
(ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等)

「地方自治体における情報システム（児童手当）の標準仕様書改定（案）作成に向けた調査研究一式」評価基準票 兼 基本提案書（案）

（価格点：技術点＝１：２、得点配分 価格点１００点、技術点２００点）

- I 価格点  
 価格点＝（１－入札価格／予定価格）×１００点
- II 技術点

評価項目	対応する調達仕様書等	評価基準	評価分類	配点			採点 A(10点)・B(7点)・C(5点) ・D(3点)・E(0点)	基本提案書	
				基礎点	加点	合計		提案内容	別添提案書 (ページ数と記載)
1. 調達案件の理解									
(1) 本調達の背景、目的等	1.2 調達の背景 1.3 目的及び期待する効果	本調達の背景、目的、期待する効果について理解しているか。	必須	10	－	10	A	・	E
2. 作業スケジュールの理解									
(1) 作業スケジュール	1.6 作業スケジュール	標準仕様書改定（案）作成に向けた具体的かつ現実的なスケジュールが提案されているか。	加点	10	－	10	A	・	E
3. 作業の内容に係る理解、工夫等									
(1) 現状把握及び今後の論点等の整理	3.2 標準化における既存調査結果の理解、今後の論点及び方向性の整理	標準化における既存調査結果を理解し、標準仕様書改定（案）作成に向けた論点及び方向性の整理がなされているか。	加点	－	20	20	A・B・C・D・E (本項目の点数は、上記の２倍とする。)		
(2) 検討会の設置及び運営	3.3 有識者検討会の設置及び運営	構成員の選定方法や開催スケジュールが具体的かつ現実的な提案となっているか。	加点	－	30	20	A・B・C・D・E (本項目の点数は、上記の２倍とする。)		
(3) 改定に向けた方針等の整理	3.5 標準仕様書改定の決定に向けた検討事項の整理	令和６年度の標準仕様書改定の決定に向けた作業方針や論点の整理がなされているか。	加点	－	20	30	A・B・C・D・E (本項目の点数は、上記の３倍とする。)		
(4) その他作業	3.6 その他作業における留意事項	関係府省庁からの作業依頼や会議への参加についても、柔軟に対応することができる体制となっているか。	加点	－	20	20	A・B・C・D・E (本項目の点数は、上記の２倍とする。)		
4. 成果物の理解									
(1) 成果物について	4.1 成果物 4.2 納入方法	調達仕様書の文中にある「表３ 納入成果物一覧」に示す各種成果物の内容について、具体的に理解しているか。	必須	10	－	10	A	・	E
5. 作業の実施体制等									
(1) 作業実施体制	5.1 作業実施体制 5.1.3 従事する要員に求める資格等の要件	従事する要員の要件（※）を満たすとともに、本事業を遂行するために、有用な知識・知見のある者が配置されていることが示されているかどうか。 （例：資格や経験等）  ※「プロジェクトマネージャー」は、以下のすべての要件を満たすこと ・経済産業省情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験の合格者又はプロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を有する者若しくはこれらの資格と同等の能力を有することがその経歴等から確認できる者であること ・本事業と同等規模の調査研究事業において責任者としての業務経験を有すること ・地方自治体におけるシステムの設計開発やコンサルティングの業務経験を有する者又は同等の知識を有していること ・地方自治体の業務及びシステムに精通していること。 「児童手当システム責任者」は、以下のすべての要件を満たすこと ・児童手当システムの機能全般に精通していること。 ・地方自治体の業務（児童手当）について精通していること。	必須	10	－	10	A	・	E
(2) 作業管理等	5.2 作業方法	作業の進捗状況の把握や課題管理等、作業管理について、理解しているか。	必須	10	－	10	A	・	E
(3) 情報セキュリティ	6.1 情報セキュリティ管理 6.1.3 情報管理体制	情報セキュリティ管理について理解しているか。情報管理体制について、整理されているか。情報取扱者以外の者が情報に接することがないか。	必須	10	－	10	A	・	E
(4) 機密保持	6.6 機密保持	機密保持、資料の取扱いについて、具体的に記載されているか。	必須	10	－	10	A	・	E

評価項目	対応する調達仕様書等	評価基準	評価分類	配点			採点 A(10点)・B(7点)・C(5点) ・D(3点)・E(0点)	基本提案書	
				基礎点	加点	合計		提案内容	別添提案書 (ページ数を記載)
6. 受注実績									
(1) 受注実績	—	以下のいずれかの実績（本事業と同等規模のもの）を有しているか。 ①過去10年以内に地方自治体のシステムの設計・構築又はコンサルティングを履行した実績 ②過去10年以内に行政機関、地方自治体又は独立行政法人等が実施する調査研究事業を履行した実績	必須	10	—	10	A	E	
7. その他に関する事項									
(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	—	本項目については、認定内容によって以下の通り評価を決定することとし、複数の認定に該当する場合は、もっとも配点が高い認定項目に基づき加点を行う。 ①女性活躍推進法に基づくえるほし認定企業かどうか。 ブラチナえるほし 評価 10点 3段階目 評価 8点 2段階目 評価 7点 1段階目 評価 4点 行動計画 評価 2点 ②次世代法に基づくくるみん・トライくるみん・ブラチナくるみん認定企業かどうか。 ブラチナくるみん 評価 10点 くるみん (R4.4.1以降の基準) 評価 7点 くるみん (H29.4.1～ R4.3.31の基準) 評価 6点 トライくるみん 評価 5点 くるみん (H29.3.31以前の基準) 評価 4点 ③若年雇用促進法に基づくユースエール認定企業かどうか。 評価 8点	加点	—	10	10			
(2) 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標	—	本項目については、認定内容によって以下の通り評価を決定する。 ①下記②と③の両方に該当する場合 評価 10点 ②マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用し、電子調達システムから入札に参加する事業者のみ該当する場合 評価 6点 ③認定事業者（公的個人認証法第17条第1項第4号、第5号若しくは第6号に該当する事業者であつて、同条第4項に規定する取決めをJ-LISと締結した事業者のこと。同法の施行規則第29条第1項により、認定を受けたと見なされた事業者を含む。）にのみ該当する場合 評価 4点	加点	—	10	10			

評価項目	対応する調達仕様書等	評価基準	評価分類	配点			採点 A(10点)・B(7点)・C(5点) ・D(3点)・E(0点)	基本提案書	
				基礎点	加点	合計		提案内容	別添提案書 (ページ数を記載)
(3) 賃上げを表明した企業等に関する指標	—	<p>本項目については、認定内容によって以下の通り評価を決定する。</p> <p>①事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】 評価 10点</p> <p>②事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】 評価 10点</p>	加点	—	10	10			